

# 一般社団法人ことばのまなび工房定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人ことばのまなび工房と称する。

### (主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県柏市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、児童、生徒、学生等が、母語及び母語以外の言語への理解と経験を深めるきっかけを得ることを目指す教育プログラムを開発し、提供することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 母語及び母語以外の言語に対する理解と経験を深めるための情報の提供
- 二 母語及び母語以外の言語に対する理解と経験を深めるための理論研究
- 三 母語及び母語以外の言語に対する理解と経験を深めるための教育プログラムの開発
- 四 母語及び母語以外の言語に対する理解と経験を深めるための教育プログラムの提供
- 五 母語及び母語以外の言語に対する理解と経験を深めるための教育プログラムの実施に必要な環境の整備
- 六 その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 社員

### (法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- 一 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- 二 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

### (会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員として入会しようとする者は、社員総会で別に定めるところにより申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。

### (経費の負担)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときには、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員の同意があったとき。
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。

2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既存の入会金、会費その他の拠出金品はこれを返還しない。

## 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事の選任又は解任
- 三 理事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後2か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(社員による招集の請求)

第15条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である

事項及び招集に理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 定款の変更
- 三 解散
- 四 その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員設置)

第20条 この法人に、理事2名以上5名以内を置く

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員選任)

第21条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事は第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(解任)

第24条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事の報酬、賞与其他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第6章 資産および会計

(事業年度)

第26条 この法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第27条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第28条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第29条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第8章 公告の方法

第30条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。